

登園許可証

園児名 _____



感染症(一例)と登園のめやす

	感染症名(一例)	登園のめやす
1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで
2	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
3	風疹	発しんが消失するまで
4	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下線・舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
5	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌生物質製剤による治療が終了するまで
6	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
7	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
8	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24~48時間経過していること
9	腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されてから
10	ウイルス性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウイルス)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること

(*厚生労働省：保育所における感染症対策ガイドラインより作成)

※上記をはじめとする疾患は、快復後、医師より「登園許可証」に記入してもらい、登園の際にお持ちください。保育園で生活する多くのこどもへの感染を防ぐため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

病名： _____

上記の通り、登園を許可します。

年 月 日

病院名(医師名)

印